

森林は、水資源を育み、土砂災害を防いだり、生活環境を保全するなど、地域に生活する皆さんにさまざまな形で貢献しています。こうした森林がもたらす恩恵を、将来にわたって受けられるようにするためには、森林が健全な状態で保たれていることが重要です。森林の状態によっては、間伐など適切な森林整備を行う必要があります。

そのため、各市町村において森林の所有者や境界に関する情報を整備する制度として林地台帳制度が創設されました。



集約化施業に取り組む 森林組合さんや林業事業者さんへ

道内の森林について、森林経営計画の認定を受けている森林所有者又は森林所有者から経営の委託を受けた者は、森林境界明確化や施業集約化の促進のため、林地台帳の情報を利用することができます。

森林所有者さんへ

林地台帳制度では、所有森林の隣接所有者の情報を森林境界明確化の促進のために利用していただいたり、林地台帳上の所有者情報の記載内容を確認していただき所有者本人からの修正申出により精度の向上を図ったりすることを想定しています。

また、森林の土地の所有者となった時には、森林が所在する市町村へ届出をしていただくことになっています。あわせてご確認ください。



- 森林の土地の権利を確定するものではありません。
- 森林の土地の所有の境界を確定するものではありません。
- 森林の土地の売買等に係る証明資料として用いることはできません。
- 閲覧または情報提供により得た情報は申請書に記載した利用目的以外には利用できません。
- 閲覧または情報提供により得た情報を申請者以外の者に提供してはなりません。

旭川市窓口：農林整備課森林振興係 電話0166-25-7729
林地台帳制度について <http://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/rinchidaityou/rinchidaichou.html>
森林の土地の届出制度について <http://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/todokede/>